

「生産緑地買取・活用支援事業」に関するQ&A

規程類・事業名の表記

東京都実施要綱	生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年3月31日付31産労農振第2542号）
東京都採択基準	生産緑地買取・活用支援事業に対する補助事業採択基準（令和3年3月31日付2産労農振第3235号）
実施要綱	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年4月1日付2農振財農第52号）
実施要領	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要領（令和2年7月20日付2農振財農第399号）
交付要綱	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月20日付2農振財農第400号）
運用	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業の運用について（令和2年8月5日付2農振財農第469号）
買取支援	生産緑地買取（実施要領及び交付要綱別表）
活用支援	買取生産緑地の活用（実施要領及び交付要綱別表）

1 事業の対象について

Q1-1 生産緑地法第8条第4項の公的転用は、この事業の対象となりますか。

A1-1 公的転用は、本事業の対象とはなりません。

Q1-2 生産緑地法第15条の「買取り希望の申出」は、この事業の対象となりますか。

A1-2 買取り希望の申出も、本事業の対象となります。

Q1-3 活用支援の「(1) 高収益型農業を目指す農家の育成施設の整備」に、「東京フューチャーアグリシステム」を用いた栽培施設これと同等の栽培施設」とありますが、「これと同等の栽培施設」としてはどのようなものが認められますか。

A1-3 「東京フューチャーアグリシステム®」のように、施設栽培で環境制御技術及び養液栽培システムが導入された栽培施設を対象とします。

参考：東京フューチャーアグリシステム®（東京都農林総合研究センター）

<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/smartagri/32627.html>

2 実施計画について

Q2-1 実施計画の「地域等」とは、どのような範囲を指しますか。

A2-1 買取予定の生産緑地を含んだ、「区市として、この地域の生産緑地（農地）を残したい」という地域等を指します。

区市の既定の計画（方針、プラン）で、緑地や農地を特に保全すべき箇所として、申請対象の生産緑地を含むエリアを指定している場合には、そちらをご活用ください。既定の計画等で特に指定していない場合には、町丁目や道路で区切るなどして設定してください。

なお、ここで指定していただく地域等は、本事業の実施においてのみ使用するものです。公示等をしていただく必要はありません。

3 交付申請・交付決定について

Q3-1 交付決定の前に、申出者へ買い取る旨の通知を行うことはできますか。

A3-1 買取支援については、土地所有者又は土地開発公社等からの買取りは交付決定後に行っていただく必要がありますが、買い取る旨の通知は交付決定の前でも差し支えありません。

ただし、活用支援については、交付決定前に着手した事業（整備に係る契約等）は対象となりませんので、ご注意ください。

Q3-2 交付申請の期限はありますか。

A3-2 申請の期間や期限は特に設けていません。

ただし、令和6年度末（令和7年3月31日）までに事業を完了していただく必要があります。また、区市の歳入の期限についてもご注意ください。

Q3-3 買取額は時価相場となりますが、交付申請に当たって、複数者の鑑定評価を取る必要がありますか。

A3-3 実施要領第4第1項の実施計画書の添付書類のひとつ、区市の財産価格審議会審議結果通知の写しにより、価格の妥当性について判断します。

区市の土地開発公社等による先行取得を行わず、区市が直接買い取る場合には、交付申請が財産価格審議会による審議の前になることもあるかと思われます。その際は、買取り申出書の希望買取額や近隣の路線価等により申請額を算出してください。なお、交付申請額 \geq 交付決定額となることにご留意ください。また、審議結果通知を受け取り次第、財団に写しをご提供ください。

このため、交付申請に当たって、民間事業者による鑑定評価を新たに取得していただく必要はありません。

Q3-4 買取支援の補助上限として、1区市当たり面積1haまでとありますが、申請対象の生産緑地が1haを超える場合にはどうなるのでしょうか。

A3-4 土地の価額を面積で按分し、1ha相当分について補助対象とします。

Q3-5 買取支援の補助金について、複数の区市が申請した場合、補助率が区市によって違うなど採択に対する優先の考え方はありますか。

A3-5 本事業は、東京都からの出えん金を基金として積み立て、この基金を原資として補助金の交付を行います。このため、申請額が基金残額を上回る場合には、補助率等が規定どおりとならない可能性もあります。

交付申請は随時受け付けていますが、交付決定のための審査を行う「生産緑地買取・活用支援事業審査会」は年間6回程度開催する予定です。開催する審査会の審査対象の交付申請額の合計が基金残額を上回る場合には、審査結果により優先順位をつけ、順位によっては申請額満額での補助とならないことがあります。

4 他の補助金等との併用について

Q4-1 買い取る際に国庫補助金が入る場合でも、本事業の対象となりますか。

A4-1 交付要綱第2第2項で「他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたものを除く。」と規定しており、買い取る際に国庫補助金が入る場合は補助対象とでき

ません。

Q4-2 本事業を活用し生産緑地を買い取った土地に、農福連携のための福祉農園と、学童農園を併設しようと考えています。福祉農園の整備に活用支援による補助金の交付を受け、学童農園の整備には国や東京都など他事業の補助金の交付を受けることは可能ですか。

A4-2 同一の整備に対し重複して補助金を交付することはできませんが、整備範囲等を明確に切り分けられる場合には、本事業の交付対象とならない整備について、他の補助を受けることも可能です。福祉農園整備と学童農園整備とで契約を分けるなどして、本事業の対象が明確にわかるようにしてください。

なお、他の補助金における判断については、そちらの申請先にご確認ください。

5 事業の実施について

Q5-1 学童農園とする予定で買取支援を申請し交付決定を受けました。その後、市の方針に変更があり、農福連携のための福祉農園として整備することとなりました。

この場合、新たに活用支援の交付申請をすることはできますか。

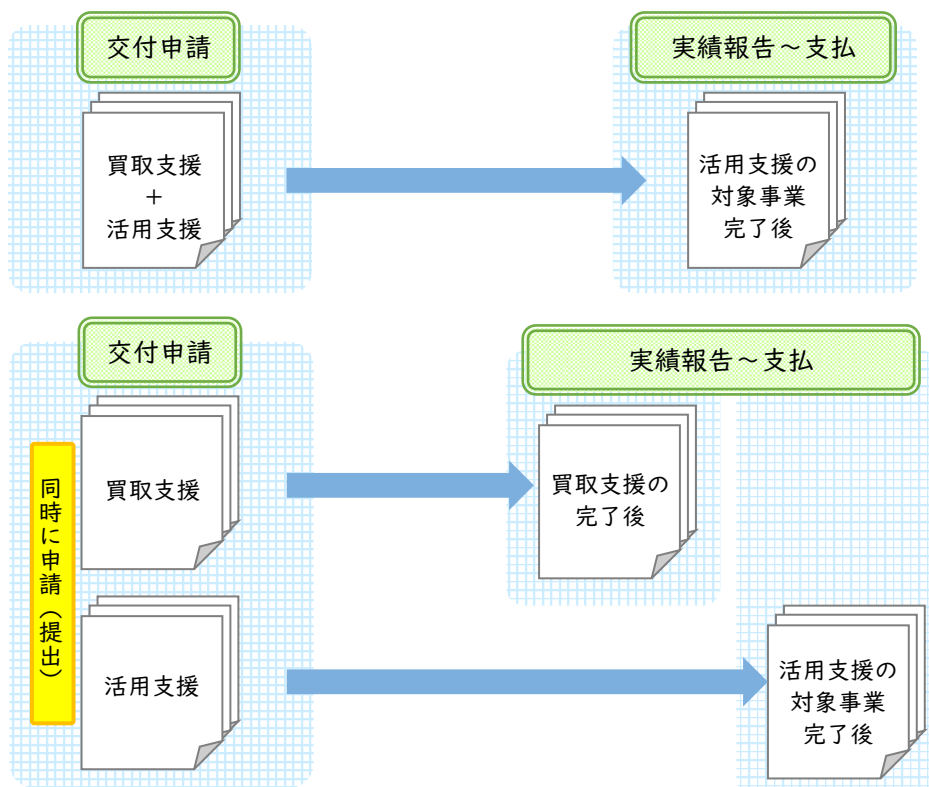
A5-1 できます。

この場合、活用支援の交付申請書に添付する実施計画書については、買取支援の交付申請時の実施計画書を基に作成してください。

Q5-2 買取支援と活用支援のどちらも行おうと考えていますが、活用支援の完了は3年後の予定です。生産緑地の買取りが済んだ時点で、買取支援のみについて請求することはできますか。

A5-2 買取支援及び活用支援をあわせた申請書をご提出いただいた場合には、申請書記載の事業がすべて完了したあとでのご請求となります。

同一の生産緑地に対する買取支援及び活用支援を同じタイミングで申請し、買取支援完了後に買取支援のみの補助金交付を希望する場合には、交付申請書を買取支援のみと活用支援のみの2種類作成し、同時に提出してください。



Q5-3 買取支援の事業完了は、土地の代金の支払いが完了した時点でしょうか。

A5-3 登記が完了し、所有権が区市に移転した時点で完了となります。

実績報告書の提出時に、登記簿の写し又は登記完了証の写しを添付してください。

ただし、登記完了を待つと、補助金の支払が区市の歳入期限に間に合わないおそれがあるなどのやむを得ない事情がある場合には、受領証又は「受付のお知らせ」画面のコピー（オンライン申請の場合）でも可とします。その場合は、登記が完了し次第、登記簿の写し又は登記完了証を提出してください。